

「医療費のお知らせ」を送付します

「医療費のお知らせ」は、組合員と共済組合が医療機関等に支払った医療費の額等をお知らせするとともに、受診した覚えの無い医療機関等からの請求が記載されていないか、請求内容が間違っていないかを領収書等でチェックしていただくために、年1回発行しています。

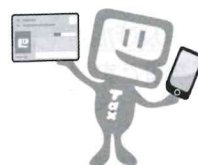
相違点や不明点がありましたら、共済組合までお問い合わせください。

- **対象診療期間**：令和6年11月から令和7年10月受診分
- **対 象 者**：令和8年1月1日現在で資格を有している組合員とその被扶養者で、対象診療期間中に組合員証等を提示して診療等を受けた者
- **送 付 時 期**：令和8年2月上旬頃
- **問い合わせ先**：公立学校共済組合石川支部 管理係
Tel 076-225-1848

注：「医療費のお知らせ」を確定申告（医療費控除）に使用する場合、令和7年11月、12月分の診療分の医療費は記載されませんので、国税庁が別途定める方法により行う必要があります。

「確定申告はご自宅からスマホとマイナンバーカードでe-Tax！」 ～医療費控除の確定申告は、マイナポータル連携が便利です！～

- ▶ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、金額等を入力するだけで、自動計算で医療費控除を適用した申告書の作成・e-Taxによる送信ができます。
- ▶ さらに、マイナポータル連携を利用すると、医療費情報を申告書に自動入力できます。
- ▶ e-Tax・マイナポータル連携に必要なもの
 - ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はICカードリーダー）
 - ✓ マイナンバーカードとパスワード2つ
 - ① 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）
 - ② 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）



△ マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限をご確認ください！

※有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができませんので、お早めに更新手続きをお願いします。

※毎年2月9日以降、マイナポータル連携で、1年間分の保険診療分の医療費の情報を取得できますが、はり・きゅう等の施術費用や整骨院・接骨院の柔道整復療養費など取得できない情報もあります。

※事前にマイナポータルで代理人の登録を行うことにより、申告に含めることが可能なご家族の医療費情報をマイナポータル連携で取得することができます。

※医療費控除の適用を受ける場合、支払った医療費から共済組合から給付される金額を差し引いて控除額を計算する必要がありますので、ご注意ください。



確定申告書等
作成コーナー
(申告書の
作成はこちら)



確定申告特集
(確定申告に係る
情報はこちら)



デジタル庁
公式note
(更新手続等は
こちら)